

「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」及び「ス
マート農業加速化実証プロジェクト」
に関するQ & A

※ 内容は平成31年度政府予算案及び平成30年度補正予算政府案に基づくものであり、事業の実施は予算成立が前提となります。
また、今後、予算成立までの過程で公募要領等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

平成31年1月21日

1. 全般

- 1-1) 本事業の趣旨いかん。国としてどのような成果を期待しているのか。 8
- 1-2) 「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」(平成30年度補正予算)と「スマート農業加速化実証プロジェクト」(平成31年度当初予算)は何が違うのか。
- 1-3) 「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」(平成30年度補正予算)のうち、スマート農業実証に係る予算はいくらなのか。
- 1-4) 補正予算では「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」として「開発」が入っているが、開発もできるのか。
- 1-5) 中山間や離島等の条件不利地では本事業に取り組めないのではないか。 9
- 1-6) 本事業の実施体制はどのようになるのか。
- 1-7) データ解析や実証グループに対する助言は、農研機構のどこが中心となるのか。

2. 実施体制

- 2-1) 実証の実施体制について、何か制限はあるのか。
- 2-2) 「実証代表者」と「実証実施責任者」、「進行管理役」の違いは何か。兼務できるのか。 10
- 2-3) 実証代表者や進行管理役は研究者(研究職の者)でなくても良いか。
- 2-4) 代表機関の資格要件は何か。
- 2-5) 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の取得は代表機関だけでよいか。 11
- 2-6) 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要なのか。
- 2-7) 予算管理を外部に委託することは可能か。
- 2-8) 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は実証管理運営機関とする必要があるか。
- 2-9) 代表機関に代わって共同実証機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。
- 2-10) 実証管理運営機関の資格要件は何か。 12
- 2-11) コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。
- 2-12) 実証グループを構成して実証課題を行う場合、応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。
- 2-13) 事業費を受け取らずに実証グループに参画することは可能か。 13
- 2-14) 事業費を受けずに実証グループに参加して実証を行う場合、提案書に記載する必要があるか。
- 2-15) 海外の機関も実証グループに参画することは可能か。

- 2-16) 当初、実証管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。
- 2-17) 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。
- 2-18) 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての農業者が参画する必要があるか。 14
- 2-19) 1つの実証グループに複数の農家が参画してもよいか。
- 2-20) 農作業受託組織（コントラクター等）が実証グループに参画することは可能か。
- 2-21) 本事業にベンチャー企業も参画できるのか。
- 2-22) 農業機械メーカーに期待する役割は何か。
- 2-23) 農業機械メーカーが実証グループに参加せずに協力会社という立場で参画することは可能か。 15
- 2-24) 農業機械メーカーの代理店等が実証グループに参画することは可能か。
- 2-25) 導入する農業機械等のメーカー全てが実証グループの構成員になる必要があるのか。
- 2-26) 実証グループに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。
- 2-27) 実証グループの中で経営の専門家を構成員としてもよいか。
- 2-28) 農研機構が実証グループの構成員となることはあるのか。
- 2-29) 構成員のエフォートの下限はあるか。 16
- 2-30) 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。
- 2-31) 参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関（含む代表機関）に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いか。
- 2-32) 採択された場合、委託契約を農研機構と実証代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者も当該誓約書の提出が必要か。
- 2-33) 事業費を受けずにコンソーシアムに参加して実証を行う場合であっても、「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出する必要があるか。 17

3. 実施期間

- 3-1) 実施期間が2年間であるのはなぜか。
- 3-2) 実証は31年度当初から開始しなければならないのか。年度途中からの計画でもよいのか。
- 3-3) 農業機械等の調達はいつまでに行えばよいか。 18
- 3-4) 4月の採択であっても水稻は田植えに間に合わない。この場合どうなるのか。

4. 実証を行う農場について

- 4-1) 実証を行う農場の規模要件はあるのか。
- 4-2) 実証を行う農場はすべての経営面積を当てなければならないのか。
- 4-3) 生産者のほ場は借り上げるのか。
- 4-4) 一地区あたりの予算規模はどの程度を考えているのか。(上限はあるのか。)
- 4-5) 対象品目に制限はあるのか。 19
- 4-6) 1県から複数の技術体系を応募することは可能か。
- 4-7) 1つのコンソーシアムで複数の作目を実証してもよいか。
- 4-8) 事業で導入したスマート機器を共同利用や作業受託等の用途に供して良いか。
- 4-9) 実証する要素技術は、全て新しいものを導入する必要があるのか。 20
- 4-10) 生産から出荷まで、全ての生育ステージごとに新たな要素技術を入れる必要があるのか。
- 4-11) 対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取扱は本プロジェクトの対象となるのか。
- 4-12) 実証農場への視察の受け入れ基準はあるのか。(県外でも受け入れる必要があるのか。)
- 4-13) 経営分析の対照区の設定はどうするのか。
- 4-14) 機械の安全走行など、実証に伴うリスクはどのような対応になるのか。 21
- 4-15) 規制(農業機械の自動走行やドローンの無人航空等)にはどう対処するか。
- 4-16) 技術体系を検討するに当たり、要素技術に関して、情報を得たいが、参考となるものはないか。

5. 事業への応募について

- 5-1) 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。
- 5-2) 補正予算と当初予算で採択や実施のスケジュールが違うのか。
- 5-3) 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。 22
- 5-4) e-Rad は実証に参画する者全員が登録する必要があるのか。
- 5-5) e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいか。
- 5-6) 応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には応募申請できないのか。 23
- 5-7) e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。
- 5-8) コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。

5-9) e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。

6. 研究費の対象について

- 6-1) 実証する技術・機械等はあるどのようなものが対象となるか。
- 6-2) ベンチャー企業が開発した機械は備品費の対象となるか。 24
- 6-3) スマート農業技術カタログに載っていない技術は対象となるか。
- 6-4) 海外の技術は対象となるか。
- 6-5) 新しい品種や資材は対象となるか。
- 6-6) 自社が有している要素技術の提供を行いたいが、何か方法はあるのか。
- 6-7) 農業機械等を導入する際は購入するのか。
- 6-8) 実証において導入する機械の利益排除の考え方いかん。 25
- 6-9) 自社製品を基に改造を加えるが、材料費として事業費に計上して良いか。
- 6-10) 園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。
- 6-11) 既存設備等の改良・改造は、対象となるか。
- 6-12) 事業を行うための土地改良に係る経費は、研究費の対象となるか。
- 6-13) 2年目に新たに機械を導入することは可能か。 26
- 6-14) 本事業の中で、新たな技術開発に取り組んでもよいか。
- 6-15) システムの導入費、改良費は対象となるか。
- 6-16) 研究費の対象となる人件費は具体的に何か。
- 6-17) 複数の企業や大学が参画して実証課題の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一されているのか。
- 6-18) 都道府県の試験研究機関や普及組織が実証グループの構成員として参画する場合、それらの組織が直接使う経費（旅費等）も事業費の対象となるのか。 27
- 6-19) 都道府県の試験研究機関等が実証グループに参画する場合、人件費は対象となるか。
- 6-20) 補助員であっても実証課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。
- 6-21) 本プロジェクトで必要となる農業生産費（資材費、地代、販売管理費等）は対象となるのか。
- 6-22) 実証に参画する農家に対する対価は、何が対象となるのか。
- 6-23) 実証課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。
- 6-24) 採択された場合、研究費はいつ支給されるのか。（概算払いはあるのか。） 28

- 6-25) 一般管理費は試験事業費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。
- 6-26) 一般管理費は税込みで15%までか。
- 6-27) 実証管理運営機関の経費は事業費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

7. 採択について

- 7-1) 事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。
- 7-2) 実証を行う農場はどのような基準で採択するのか。
- 7-3) 審査は誰が行うのか。 29
- 7-4) 農水省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるのか。
- 7-5) 営農類型や地域ごとに採択数の目安はあるのか。
- 7-6) 実証を行う農場は1県1地区なのか。また、委託費は1地区1億円なのか。
- 7-7) 実証課題の委託契約は誰と誰が行うのか。

8. 実証の実施期間中について

- 8-1) 農家の生産活動にどのような制約がかかるのか。 30
- 8-2) 生産した農産物の取扱いはどうなるのか。
- 8-3) 実証を行う農場は収入保険の補てんの対象となるのか。
- 8-4) 農研機構からの指示に必ず従わなければならないのか。
- 8-5) 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。

9. 実証の成果、データの取扱いについて

- 9-1) 実証グループにはどのような成果を提出することが求められるのか。 31
- 9-2) すべてのデータを農研機構に提供するのか。
- 9-3) 農研機構へのデータの提供はどのように行うのか。
- 9-4) 収集したデータなどの権利はどのようになるのか。
- 9-5) 実証グループの構成員はデータをどこまで使えるのか。 32
- 9-6) 農研機構に提供したデータはどのように扱われるのか。
- 9-7) 農業データ連携基盤（WAGRI）との連携は要件なのか。
- 9-8) 農業データ連携基盤上に用意されるデータ保管場所にデータを提供する方針とのことだが、実証グループに対してデータ保管場所の利用料が発生するのか。

10. 実証終了後について

- 10-1) 実証終了後の機械の取扱いはどのようになるのか。
- 10-2) 本プロジェクトで得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。
- 10-3) 本プロジェクトで参画した民間企業の研究終了後の収益の取扱いはどうなるのか。（収益納付をする必要があるのか。） 33
- 10-4) 農研機構がデータ分析を行うが、その成果は農研機構と実証グループとの共同成果となるのか。
- 10-5) 目標が達成できない場合は研究費を返還しなければならないのか。

【全般】

問 1-1 本事業の趣旨いかな。国としてどのような成果を期待しているのか。

本事業は、我が国農業の成長産業化に向けて、技術発展の著しいロボット技術やAI、IoT等の先端技術を実際の生産現場の栽培体系の中に導入し、技術実証を踏まえつつ、技術の導入による経営効果を明らかにすることで、「スマート農業」の社会実装の加速化を目指すものです。

問 1-2 「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」（平成 30 年度補正予算）と「スマート農業加速化実証プロジェクト」（平成 31 年度当初予算）は何が違うのか。

「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」（平成 30 年度補正予算）は、TPP協定の発効を控え、スマート農業による競争力の強化を速やかに実現する必要があることから、生産者の提案により、生産現場が抱える課題の解決に向け生産現場においてスマート農業技術を実証するものです。

一方、「スマート農業加速化実証プロジェクト」（平成 31 年度当初予算）においては、スマート農業技術の中でも最先端の技術を現場に導入して、スマート農業の理想形を実証し、社会実装の加速化を図ろうとするものです。

なお、公募は「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」（平成 30 年度補正予算）と「スマート農業加速化実証プロジェクト」（平成 31 年度当初予算）で一括して行います。

問 1-3 「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」（平成 30 年度補正予算）のうち、スマート農業実証に係る予算はいくらなのか。

本事業には、これまでも補正予算で措置していた革新的技術開発・緊急展開事業の継続課題分の予算も含まれます。

30 年度補正予算案と 31 年度予算案に基づくので、予算成立が前提となりますが、補正予算の大半はスマート農業の実証に充てる予定であり、補正予算と当初予算の合計で概算要求時と遜色ない予算を確保したと考えています。

問 1-4 補正予算では「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」として「開発」が入っているが、開発もできるのか。

「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」の「開発」は、これまで補正予算で措置していた革新的技術開発・緊急展開事業の継続課題分を指しております。

スマート農業の実証については、基本的な要素技術の開発ができていない機械や技術をただちに導入し、現場での意見を踏まえ、最適な技術体系の確立に取り組むことを想定しており、一

から技術開発をするような内容はなじまないと考えます。

なお、設定した目標を達成するために、導入した機械等の改良等を行うことは可能です。

問 1 - 5 中山間や離島等の条件不利地では本事業に取り組めないのではないかと。

中山間や離島等の条件不利地においては、労働力不足や経営効率化等の課題がより深刻であり、ドローンを活用した農薬散布や作物生育、環境情報のセンシングによる生産性の向上、リモコン式自動草刈機による除草の効率化、アシストスーツによる軽労化等、様々な先端技術の導入による課題の解決が可能だと考えております。

本事業では、中山間地域や離島等の条件不利地でも、地域の課題に対応した実証に積極的に取り組んでいただきたいと考えており、採択にあたっては一定の配慮をする予定です。

なお、本事業は経営面から生産現場の抱える課題の解決に必要な技術を導入し、導入する技術は一貫体系を構成する部分的なものでも構いません。

問 1 - 6 本事業の実施体制はどのようなになるのか。

農林水産省が設置する運営委員会が決定する事業全体の基本方針等のもと、農研機構に進行管理委員会を設置してプロジェクトの進行管理を行い、各実証グループへの指導助言を行います。

実証グループは、農研機構と委託契約を締結し、農研機構の指導助言を踏まえつつ、スマート農業技術を導入した営農とデータ収集等に取り組み、生産から収穫・出荷までの一貫した経営体として、経営面からどのような効果があったのかを検証するとともに、導入したスマート農業技術について、個別の要素技術ごとに技術による生産性向上等の効果を検証していただきます。

問 1 - 7 データ解析や実証グループに対する助言は、農研機構のどこが中心となるのか。

プロジェクトの進行管理委員会を設置するとともに、その下に営農体系責任者を配置し、また、各実証グループに対しては農研機構内外の専門家を配置して、指導・助言に対応することとしています。

【実証グループの体制】

問 2 - 1 実証グループの体制について、何か制限はあるのか。

実証の実施体制については、機械等の整備、営農やデータ収集等の進行管理、農研機構との調整を綿密に行っていただける体制を整えてください。

なお、構成員の中から、当該課題の実証計画の企画立案、実施、成果管理を総括する実証の代表者となる「実証代表者」と、実証課題の進行管理及びデータ収集・提出の責任者である「進行管理役」を明確にさせていただくこととしています。

特に、進行管理役は、実証の中核的な役割を担うとともに、今後の地域のスマート農業の発展を支援する役割を担うことを期待しており、本実証へのエフォート（年間全仕事を100%とした際の当該事業に割く時間配分率）が低くなるような人は避けてください。

問2-2 「実証代表者」と「実証実施責任者」、「進行管理役」の違いは何か。兼務できるのか。

実証代表者：実証課題の実施計画の企画立案、実施、成果管理を総括する実証課題の代表者。

実証実施責任者：所属する機関において実証課題を遂行し総括する責任者。

進行管理役：実証課題の進行管理及びデータ収集・提出の責任者であるとともに、今後の地域のスマート農業の発展を支援する役割を担う者。実証課題へのエフォート率が低くなるような者は避けてください。

これらの役割は兼ねることができますが、事業を適切に実施できる体制を整えてください。

問2-3 実証代表者や進行管理役は研究者（研究職の者）でなくても良いか。

それぞれの役割を十分に果たすことができれば、実証代表者や進行管理役は必ずしも研究者でなくても構いません。

問2-4 代表機関の資格要件は何か。

代表機関は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有し、以下の2つの条件を満たす者であること。
 - ア 実証を行うための体制を有すること。
 - イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ② 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。
- ③ 委託契約の締結に当たって、農研機構から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 日本国内の研究開発拠点及び農場において事業を実施すること。
- ⑤ 応募者が受託しようとする実証について、実証課題の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、代表者及び経理責任者を設置していること。

問 2-5 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいか。

代表機関のみで構いません。代表機関は、応募の際に平成31・32・33年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しをPDFで提出してください。

問 2-6 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要なのか。

地方公共団体については提出不要です。

問 2-7 予算管理を外部に委託することは可能か。

代表機関が共同実証機関へ資金を配分するための経理事務体制等を十分に有していない場合、実証代表機関に代わって、経理執行業務を担う機関（実証管理運営機関）を実証グループ内に設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。また、そうした実証管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても事業費の対象となります。

（例えば、地方公共団体において、事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、実証管理運営機関の設置を認めることがあります。）

問 2-8 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は実証管理運営機関とする必要があるか。

代表機関に経理事務処理体制が整っておらずとも、経理事務体制が整っている共同実証機関がグループ内にあるのであれば、当該共同研究機関を実証管理運営機関として位置づけ、経理関係業務を行うことができます。

問 2-9 代表機関に代わって共同実証機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。

提案書 3 ページ③「実証グループの構成機関」、及び提案書 17 ページ③「参画機関の概要」の共同実証機関、実証管理運営機関の欄に経理事務を行う共同実証機関を記載してください。

また、提案書様式 4 「経理事務体制について」の 1 及び 2 について経理事務を担当する共同実証機関での経理執行体制について記載してください。

提案書のほか、コンソーシアムを設立する際に、規約、協定書等で経理事務を担当する共同実証機関の担当者を指定してください。

問 2-10 実証管理運営機関の資格要件は何か。

実証管理運営機関は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は実証管理運営機関となることはできません。）。
- ② 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。具体的には、以下のアからウまでの全ての能力・体制を有していること。
 - ア 農研機構との委託契約を締結できる能力・体制
 - イ 知的財産に係る農研機構との事務管理を行う能力・体制
 - ウ 事業費の執行において、区分経理処理、経理責任者の設置、および複数の者による経費執行管理等、適正な経費執行を行う能力・管理体制（実証開始までに体制整備が確実である場合を含む。）
- ③ 公的機関との委託契約の実績を有するなど、委託契約手続をスムーズに行うことができること。

なお、この措置は特例措置であることから、希望する場合は理由を実証課題提案書に記載していただくとともに、代表機関の経理担当責任者の承認を必要とします。

問 2-11 コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。

コンソーシアムの設立方式の違いは以下のようになります。

- ・ 実施予定の実証計画に関する規約を策定すること（規約方式）
- ・ 実証グループ参画機関が相互に実施予定の実証計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
- ・ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

問 2-12 実証グループを構成して実証課題を行う場合、応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

応募時にコンソーシアムを設立している必要はありませんが、代表機関が明確になっている必要があります。コンソーシアムの構成員については、応募時に同意書などの書面は不要ですが、口頭やメール等でも構いませんので、共同で実証を行うことについて、同意を得てください。

採択された場合、契約時（平成 31 年 3 月下旬以降）までには次のいずれかの方法によりコンソーシアムを設立していただく必要があります。

- ・ 実施予定の実証計画に関する規約を策定（規約方式）
- ・ 実証グループ参画機関が相互に実施予定の実証計画に関する協定書を交わす（協定書方式）

- ・共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

なお、応募時と契約時とで、コンソーシアムの構成員の変更により、著しく実証に障害が生じる恐れがあるなどの場合は、採択を取り消すことがあります。

問 2-13 事業費を受け取らずに実証グループに参画することは可能か。

事業費を受け取らない共同実証機関でも実証グループへの参画は可能です。

問 2-14 事業費を受けずに実証グループに参加して実証を行う場合、提案書に記載する必要があるか。

事業費を受けない場合でも、実証グループ内での役割等を把握する必要があるため記載してください。

問 2-15 海外の機関も実証グループに参画することは可能か。

実証課題の遂行に必要な能力を有しており、当該機関の同意が得られれば、海外の機関や企業と実証グループを構成することは可能です。なお、本事業については、生産等の現場での実証課題を行うことから、日本国内の研究開発拠点において実証課題を実施することとしています。具体的には個別にご相談ください。

問 2-16 当初、実証管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。

変更契約手続を行うこととなりますので、必要な書類を提出いただくこととなります。契約の変更が考えられる場合は早めに御相談ください。

問 2-17 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。

経営分析を行う農業者（経営体）を特定していただければ、部会や生産団体等の法人化されていない組織で参画することも可能です。その場合、実証グループ内で代表機関と契約を結ぶのは個人または法人が原則となります。

なお、実証代表機関については、法人である必要があります。

問 2-18 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての農業者が参画する必要があるか。

全ての農業者が参画する必要はありません。

いずれにせよ、実証を行う農場として実証を行う範囲および経営分析の位置づけを明確にしてください。

なお、本事業は技術実証のためのものであり、地域の農家に類似の機械を一律に導入するものではありませんので、ご注意ください。

問 2-19 1つの実証グループに複数の農家が参画してもよいか。

機械のシェアリングや共同出荷に取り組む場合など、提案の内容によっては複数の農家が参画する場合もあり得ると考えられます。その際には、経営分析を行う範囲を明確にしてください。

なお、本事業は技術実証のためのものであり、地域の農家に類似の機械を一律に導入するものではありませんので、ご注意ください。

問 2-20 農作業受託組織（コントラクター等）が実証グループに参画することは可能か。

可能です。

問 2-21 本事業にベンチャー企業も参画できるのか。

本事業は、我が国のスマート農業の技術を総結集するものであり、ベンチャー企業の参画に問題はなりません。積極的な参画を期待しています。

問 2-22 農業機械メーカーに期待する役割は何か。

農業機械メーカーには、実証グループの構成員として、実証で活用するスマート農業機械や関連商品を供給するとともに、農機の操作方法の指導、データの収集や機械の改良、一貫体系の最適化など、技術体系の確立に積極的に関与していただきたいと考えています。

問 2-23 農業機械メーカーが実証グループに参加せずに協力会社という立場で参画することは可能か。

本事業では、農業機械メーカーが実証グループの一員として実証に参画することを想定しています。

例えば、技術や機械の性能等に基づく技術体系の最適化への提案や、状況に応じた農業機械等の改良の必要性等が想定されることから、実証グループに参画していただくことが望ましいと考えます。

問 2-24 農業機械メーカーの代理店等が実証グループに参画することは可能か。

農業機械メーカーの代理店等が、実証で活用するスマート農業機械や関連商品を供給するとともに、データの収集や機械等の改良、一貫体系の最適化など、技術体系の確立、普及に適切に対応できるのであれば、可能です。

問 2-25 導入する農業機械等のメーカー全てが実証グループの構成員になる必要があるのか。

実証グループの構成員となっている方が望ましいと考えますが、いずれにせよ、実証グループとしてデータを収集し、必要に応じて農業機械等の改良等を行い、技術体系の最適化、普及に取り組む体制を整えてください。

問 2-26 実証グループに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。

要件ではありません。

問 2-27 実証グループの中で経営の専門家を構成員としてもよいか。

可能です。実証グループでもきちんと経営評価を行うことは重要だと考えています。

問 2-28 農研機構が実証グループの構成員となることはあるのか。

農研機構の開発技術を導入普及する場合は、実証グループの構成員となることがあります。

ただし、課題の審査は外部委員による審査委員会で行いますので、農研機構が参画する実証グループも他の実証グループと同等に取り扱われます。（農研機構が参画していることで有利になることはありません。）

問 2-29 構成員のエフォートの下限はあるか。

構成員のエフォートに下限は設けませんが、実証グループとしてデータの収集や機械等の改良等に適切に対応できる体制を整備してください。

なお、進行管理役については、他と同じくエフォートに数値的な基準は設けないものの、実証課題の進行管理を担うとともに、事業終了後も地域のスマート農業の発展を支援する役割を期待しており、本実証課題へのエフォート率が低くなるような方の採用は避けてください。

問 2-30 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。

特に制限はありません。当該自治体の財政ルールに従ってください。

(例えば、適切に予算管理ができる体制を整備した上で実証グループとして口座を開設する方法や、経理執行業務を担う機関（実証管理運営機関）を実証グループ内に設けて資金配分等に係る事務を行うこと等が考えられます。)

問 2-31 参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関（含む代表機関）に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いいかん。

代表機関の要件として「知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること」が定められていることから、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が必要と考えます。これらが無い場合は、農研機構との契約締結までに策定していただく必要があります。

代表機関以外の参画機関については、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が用意されている方が望ましいと考えます。

また、コンソーシアムとして、知的財産等に係る事務管理を行う上で、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等は不可欠と考えられますので、コンソーシアム設立時にこれらを策定する必要があります。

問 2-32 採択された場合、委託契約を農研機構と実証代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者も当該誓約書の提出が必要か。

研究倫理教育の参考となる下記のウェブサイトをご参照ください。なお、構成員である生産者も「研究倫理に関する誓約書」の提出を契約締結までをお願いします。

○研究倫理 e ラーニングコース（日本学術振興会）

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>

問 2-33 事業費を受けずにコンソーシアムに参加して実証を行う場合であっても、「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出する必要があるか。

事業費を受けているかどうかに関わらず、実証グループに参画する全ての機関において研究倫理教育を実施していただき、「研究倫理教育の実施に関する誓約書」（契約書別紙様式第 7 号）を提出していただく必要があります。

【実施期間】

問 3-1 実施期間が 2 年間であるのはなぜか。

本事業は、スマート農業の速やかな社会実装に資するため、可能な限り短期間で集中的に実施するものと考えています。ロボット新戦略で掲げた「2020 年に目指すべき姿」等の達成を図るべく、実施期間は 2 年間としています。

（参考）

○ロボット新戦略（27 年 2 月日本経済再生本部決定）

【2020 年に目指すべき姿】

- ・省力化などに貢献する新たなロボットを 20 機種以上導入
- ・自動走行トラクターの現場実装を実現

○未来投資に向けた官民対話（28 年 3 月 4 日）

【総理発言】

農業に最先端技術を導入します。2018 年までに、圃場内の農機の自動走行システムを市販化し、2020 年までに遠隔監視で無人システムを実現できるよう、制度整備等を行ってまいります。

問 3-2 実証は 31 年度当初から開始しなければならないのか。年度途中からの計画でもよいのか。

2 年間という短期間のプロジェクトであるため、可能な限り早いタイミングで事業を開始するようにしてください。

問 3-3 農業機械等の調達はいつまでに行えばよいか。

実証開始後速やかに必要な農業機械等を調達できるよう、実証グループで十分準備を行った上で応募してください。なお、農業機械の調達や実証開始のスケジュールについては実施が適切に行えるかという点から重要であり、審査の際にも確認します。

問3-4 4月の採択では間に合わない作業はどうなるのか。また、2年間の実証期間では、同じ作型で2回実証できない場合もあるがよいか。

31年度に間に合わない部分の実証については、32年度に行ってください。

【実証を行う農場について】

問4-1 実証を行う農場の規模要件はあるのか。

具体的な数値の要件は設定しませんが、作目と機械の性能等から合理的であり、今後の農業経営に活かすことのできる規模で設定してください。

問4-2 実証を行う農場はすべての経営面積を当てなければならないのか。

本事業は、スマート農業への経営の効果を実証する事業であるため、原則として、全ての経営面積を実証農場としていただくことを想定していますが、導入する機械・技術の性能等から合理的であり、今後の農業経営に活かすことのできる規模と認められる場合は経営面積の一部で実証を行うことも可能です。

問4-3 生産者のほ場は借り上げるのか。

本事業においては、実証で必要となる機械の貸与を除き、生産に要する経費は農業者の負担とし、その収穫物は生産者に帰属する仕組みとしたことから、ほ場借り上げ費は支給しないこととしています。

問4-4 一地区あたりの予算規模はどの程度を考えているのか。（上限はあるのか。）

特に制限は設けません。費用対効果を踏まえた課題としてください。

問 4 - 5 対象作目に制限はあるのか。

本事業の対象とする作目の制限はありません。

問 4 - 6 1 県から複数の技術体系を応募することは可能か。

可能です。なお、県単位で応募を受け付けるものではありません。

問 4 - 7 1 つの実証グループで複数の作目を実証してもよいか。

複合経営による実証など、提案の内容によってはあり得ると考えられます。

問 4 - 8 事業で導入したスマート機器を共同利用や作業受託等の用途に供して良いか。

事業で導入したスマート機器を共同利用や作業受託により有効に活用することは重要であると考えます。その場合、予め、実証計画において利用計画を明確にすることが必要であり、例えば、

- (1) 複合経営や輪作を行っている場合に、自身が経営する圃場等の農畜産物の生産に利用すること
- (2) 受託によって実施する作業に利用すること（作業受託）
- (3) 集落営農組織など営農組織の構成員と共同で利用をすること
- (4) コンソーシアムの構成員と共同で利用をすること

などの取組が想定されます。

この場合、機器を賃貸するといった経営の姿も考えられますが、本事業で取り組む場合は、契約までにコンソーシアムの構成員に賃貸先を加えていただき、本事業において機器が経営として有効に活用しうるものかどうかについて検証し、事業後の賃貸を伴う経営の姿に生かしていただくこと等が考えられます。

なお、このような利用を行う場合であっても、経営全体で効果を検証するため、追加でデータをご提供いただきますので、ご注意ください。

【提供頂くデータの例】

- 複合経営の場合：複合経営全体のデータ等
- 作業受託の場合：作業記録や受託収入等のデータ（受託先）
- 共同利用：機器の稼働時間や負担金・共益費等のデータ

問 4-9 実証する要素技術は、全て新しいものを導入する必要があるのか。

生産から出荷までの各過程で、一部は既存の要素技術を活用し、一部は新しい要素技術を活用した技術体系を組み立てることもあると考えています。このため、各過程全てを新しくする必要はありません。

いずれにせよ、生産から出荷まで体系化した技術により、どの程度生産性向上が図られるのか等、審査基準に基づき評価し、採択することとしています。

問 4-10 生産から出荷まで、全ての生育ステージごとに新たな要素技術を入れる必要があるのか。

全ての生育ステージごとに新たな要素技術を導入する必要はなく、現在持っている技術を活かすことも可能です。

問 4-11 対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取扱は本事業の対象となるのか。

生産から出荷までは必須条件としており、さらに、加工、販売段階にも拡大することも可能です。

問 4-12 実証を行う農場への視察の受け入れ基準はあるのか。（県外でも受け入れる必要があるのか。）

実証を行う農場は、農業者等が先進的な技術体系を見られる・試せる・体験できる場として提供するものでもあり、視察等は積極的に受け入れるようにしてください。

その際、農業者のみに過度な負担が生じないように、実証グループにおいて視察の受け入れや普及の方策についてあらかじめよく検討しておいてください。

また、視察の受け入れで地域を限定することは適当ではありません。

問 4-13 経営分析の対照区の設定はどうするのか。

対照区の設定は要件とはしていません。効果を測るための比較対象として、過去の経営や地域の標準的な経営等を検討してください。

問 4-14 機械の安全走行など、実証に伴うリスクはどのような対応になるのか。

本事業で調達し、実証を行う機械・備品に係る損害賠償保険に関し、事業期間内は農研機構が事業全体で包括的契約を締結します。

問 4-15 規制（農業機械の自動走行やドローンの無人航空等）にはどう対処するか。

法制度やガイドライン等の現行のルールの下、実証を行ってください。具体的には個別にご相談ください。

問 4-16 技術体系を検討するに当たり、要素技術に関して、情報を得たいが、参考となるものはないか。

農林水産省では、スマート農業に関する技術を民間企業等から収集し、その技術概要や問い合わせ先をまとめた「スマート農業技術カタログ」を平成 30 年 8 月 31 日に公表したところであり、参考になると考えられます。

なお、本情報については、随時更新していきます。

【事業への応募について】

問 5-1 補正予算と当初予算のどちらの事業に応募したらよいのか。両方に応募できるのか。

公募は「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」（平成 30 年度補正予算）と「スマート農業加速化実証プロジェクト」（平成 31 年度当初予算）で一括して行います。

また、実証課題提案書においては、補正予算と当初予算の両方に同時に応募することが可能であり、その場合、実証課題提案書の 1（4）において両方のプロジェクトに「○」をしてください。

問 5-2 補正予算と当初予算で採択や実施のスケジュールが違うのか。

「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」（平成 30 年度補正予算）は補正予算が成立し、採択が決定して契約締結し次第、実証を開始することができますが、「スマート農業加速化実証プロジェクト」（平成 31 年度当初予算）の実証開始は平成 31 年 4 月以降になります。平成 31 年 4 月以前に実証を開始する意向がある場合は、実証課題提案書 7 ページにその旨を記載してください。

問5-3 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。

申請時には、実施体制や技術体系の内容等、実施計画について関係者が合意し、採択され次第、実証に着手できる状況にあるようにしてください。

問5-4 e-Rad は実証に参画する者全員が登録する必要があるのか。

公募要領別紙3に示すように、事業費の配分を受ける以下の条件に合致する実証試験担当者はすべて登録する必要があります。一般に研究活動を行わない生産者等も研究者として登録が必要です。

- ①機関内または農業経営のなかで実証試験の監督者または責任者
(実証代表者、進行管理役、実証農場での監督者などの立場にある者)
- ②実証試験に必要な物品や役務(※)を選ぶ権限を持つ人、取引行為の担当者
※ 役務には実証試験の対象となる ICT 機器の修繕費などが含まれます。
- ③補助員(実証試験のために雇った記録係などのアルバイト)の管理者
- ④実証試験の調査や会議のために出張する者
- ⑤人件費を事業費から支出される者(補助員、公的機関などを除く)
- ⑥その他、委託契約書や契約の手引きなどで研究者登録が必要とされている者

なお、農業法人については、人件費の支給がなければ実証試験担当者全員を登録する必要はありません。

問5-5 e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいか。

機関に所属する個人ごとの登録は機関で行います。研究機関としての登録後、機関のIDをもらってからWeb上の操作を行います。

機関に所属しない個人ごとの登録はそれぞれWebから行います(<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.htm>)。「新規登録の方法」にある「研究機関に所属していない場合」から、「研究者登録申請書」をダウンロードして書類を作成の上、e-Rad運用担当宛てに郵送してください。登録申請の手続きは2週間ほどかかる場合がありますので、応募予定者は早急に手続きをしてください。

e-Rad 登録方法に関する詳細は、e-Rad ポータルサイト「お問い合わせの方法」(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)からお問い合わせください。

問 5 - 6 応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には応募申請できないのか。

申請時まで e-Rad 登録が間に合わない構成員がいる場合は、e-Rad 上は代表機関に事業費を計上（上乘せ）するなどして申請することを認めています。ただし、代表機関の e-Rad 登録が済んでいない場合は受付できません。

また、参画する構成員の e-Rad 登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には記載されている必要があります。

なお、採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad 登録を済ませ、実証課題の登録内容を修正していただく必要があります。登録（修正）されていない場合は、当該機関への事業費の配分は認められません。

問 5 - 7 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。

すでに登録済みの場合には、新たに登録する必要はありません。

問 5 - 8 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。

登録する必要はありません。コンソーシアムを構成する各機関を e-Rad に研究機関として登録します。

問 5 - 9 e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は何MBか。

e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は 10MB です。

【事業費の対象について】

問 6 - 1 実証する技術・機械等はどうのようなものが対象となるのか。

実用化・量産化の手前にあるロボットや AI、IoT 等の先端技術を対象としますが、個別の技術要件は設定せず、経営面から生産現場が抱える課題の解決に必要なものであればよく、一貫体系を構成する部分的なものでもかまいません。

採択にあたっては、生産コストの低減や収量又は品質の向上の効果が高く、より波及が期待されるもの等を優先的に採択することとしています。

問 6-2 ベンチャー企業が開発した機械は備品費の対象となるか。

なり得ます。

問 6-3 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに載っていない技術は対象となるか。

なり得ます。

問 6-4 海外の技術は対象となるか。

なり得ます。

問 6-5 新しい品種や資材は対象となるか。

付加価値の高い品種や新たな栽培方法等をスマート農業技術と組み合わせ、生産性や収益向上を図ることは積極的に取り入れていただきたいと考えておりますが、本事業においては、実証で必要となる機械の貸与を除き、生産に要する経費は農業者の負担とし、その収穫物は生産者に帰属する仕組みとしたことから、新品种や資材等については、原則、実証の対象とはなりません。具体的には個別にご相談ください。

問 6-6 自社が有している要素技術の提供を行いたい、何か方法はあるのか。

農林水産省では、スマート農業に関する技術を民間企業等から収集し、その技術概要や問い合わせ先をまとめた「スマート農業技術カタログ」を平成 30 年 8 月 31 日に公表したところです。

引き続き、スマート農業に関する技術の提案を受け付けているので、お申し出ください。

問 6-7 農業機械等を導入する際は購入するのか。

本事業は、現場での十分な実証及び評価が行われていない最新の技術を導入して実証を行い、必要に応じて技術の改良等も含めた技術体系の最適化により、実証計画において定めた目標の達成を目指すものであることから、実証を行う機械・備品等は農研機構との契約締結後に実証

グループにおいて購入により調達することを想定しています。

ただし、改良等の取組みが見込まれない場合は、レンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースでの調達など、経済性の観点から最適な方法を検討してください。

問6-8 実証において導入する機械の利益排除の考え方いかん。

構成員が自ら担当する実証目的に応じて、自社及び100%子会社（孫会社等を含む）の製品を委託経費に計上する場合は、利益排除額（製造原価及び諸経費だけの利益を除いた額）を計上してください。

利益排除額の算出は、原則、次の方法によるものとします。

利益排除額＝直近1年間の全国平均価格×（1－経常利益率／100）

問6-9 自社製品を基に改造を加えるが、どのように予算計上すれば良いか。

ベースとなる機械については機械・備品費、改造に必要な材料等は消耗品費での計上が可能です。また、作業を行う者の人件費の計上も可能です。

問6-10 園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。

本事業では、原則として、園芸ハウスや畜舎等を建設することは想定していません。具体的には個別にご相談ください。

問6-11 既存設備等の改良・改造は、対象となるのか。

実証のための要素技術として取り扱うことが出来るのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。

なお、改良・改造を行った設備等は、事業終了までに原状回復していただくか、農研機構との契約に基づき、実証の目的で継続使用していただきます。具体的には個別にご相談ください。

問6-12 事業を行うための土地改良に係る経費は、事業費の対象となるか。

技術体系を実証する圃場は実証グループで用意していただくことを想定しており、原則とし

て土地改良の経費は対象とはなりません。

(水管理システムを導入する際の升の設置などはありませんが、プロジェクト終了後の取扱を予め定めておく必要があります。)

問6-13 2年目に新たに機械を導入することは可能か。

機械・備品費は原則、初年度に計上して導入してください。

問6-14 本事業の中で、新たな技術開発に取り組んでもよいか。

本事業では、基本的な要素技術の開発ができていない機械や技術をただちに導入し、現場での意見を踏まえ、最適な技術体系の確立に取り組むことを想定しており、一から技術開発をするような内容はなじまないと考えます。

具体的には、個別にご相談ください。

問6-15 システムの導入費、改良費は対象となるか。

対象となります。

問6-16 事業費の対象となる人件費は具体的に何か。

次のとおりとなります。

人件費：実証に従事する責任者や臨時に雇用する者等の給与、諸手当、法定福利費等

賃金：実証補助員（アルバイト、パート）の賃金、諸手当、法定福利費等

なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できることが必要です。

問6-17 複数の企業や大学が参画して実証課題の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。

人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規定等で定められた単価を用いてください。

問 6-18 都道府県の試験研究機関や普及組織が実証グループの構成員として参画する場合、それらの組織が直接使う経費（旅費等）も事業費の対象となるか。

都道府県の試験研究機関や普及組織が実証グループの構成員として参画する場合、実証課題の実施目的で使用する経費については、代表機関から都道府県庁（試験研究機関や普及組織）へ配分され、活動経費として使用することができます。

問 6-19 都道府県の試験研究機関等が実証グループに参画する場合、人件費は対象となるか。

公務員の人件費は対象となりません。

問 6-20 補助員であっても実証課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

補助員は実証試験のために雇ったアルバイトであり、出張することは想定していません。

問 6-21 実証で必要となる農業生産費は事業費の対象となるのか。

本事業においては、実証農場から得られる収穫物は生産者に帰属するものとし、生産に要する費用（人件費、種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費等）は計上できません。

問 6-22 実証に参画する農家に対する対価は何が対象となるのか。

本事業では、経営評価を行うため、農家の皆さまにも実証グループの構成員となっていただくことを予定しています。

実証グループの構成員になっていただきますと、本事業に関わるデータ作成などの業務に係る人件費、会議等のための旅費等の実費をお支払いすることができます。

問 6-23 実証課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。

本事業は、コンソーシアム方式による事業であることからコンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。当該実証を直接行う機関が最初からコンソーシアムに参画していただく必要があります。

単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。

問6-24 採択された場合、事業費はいつ支給されるのか。(概算払いはあるのか。)

農研機構と実証グループが委託契約を締結する際、契約書には2年分の支払計画を記入いただきます。概算払いを希望する場合は、当該支払計画に基づき、概算払請求書を提出いただくことで概算払いが可能となります。

支払時期は、概算払請求書を提出いただいてから1ヶ月以内にお支払いします。

問6-25 一般管理費は試験事業費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。

コンソーシアム全体で15%以内です。コンソーシアム全体の15%の内数で、必要な経費であれば、構成員によっては15%を超えることがあっても構いません。なお、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費に限定されますので、御注意ください。

問6-26 一般管理費は税込みで15%までか。

一般管理費として計上できるのは、税込みで事業費の15%までとなっています。なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

問6-27 実証管理運営機関の経費は事業費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

事業費のうち、それぞれ該当する支出項目に計上してください。

【採択・契約について】

問7-1 事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。

平成31年1月4日から2月4日12時まで公募を行い、書類審査を経て3月中旬には委託予定先を決定する予定です。

問7-2 実証を行う農場はどのような基準で採択するのか。

事業の趣旨を鑑みて別に定める公募課題審査要領に基づき、実証課題審査委員会による審査を実施します。

具体的には、

- ① 技術体系の効果（生産性向上、収量や収益の向上等の効果の大きさ及び目標の実現可能性が十分にあるか）
- ② 普及可能性（実証する技術体系等が他地域等の現場に広がる可能性が十分にあるか）
- ③ 実証規模（今後の農業経営に活用できる規模となっているか）
- ④ 実施体制（農研機構との調整、データ収集等が円滑に取り組める体制となっているか）等について総合的に審査して決定する予定です。

問 7 - 3 審査は誰が行うのか。

実施計画の審査は農研機構から独立して設置する実証課題審査委員会（外部有識者及び行政委員から構成）で行います。

問 7 - 4 農水省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるのか。

実施計画において実証目標を自ら設定していただきますが、国がスマート農業加速化実証プロジェクトとして統一の目標値を設定する予定はありません。

問 7 - 5 営農類型や地域ごとに採択数の目安はあるのか。

営農類型や地域ごとに採択数の枠は設定しませんが、採択基準に達したものの中で、地域や作目のバランスは考慮します。

問 7 - 6 実証を行う農場は 1 県 1 地区なのか。また、事業費は 1 地区 1 億円なのか。

そのような採択の枠は設定していません。

問 7 - 7 実証課題の委託契約は誰と誰が行うのか。

委託契約は、事業実施主体である農研機構とコンソーシアムの代表機関との間で行うこととなります。なお、実証管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うこととなります。

【実証の実施期間中について】

問 8 - 1 農家の生産活動にどのような制約がかかるのか。

本事業において、農家の生産活動に特段の制約はありません。実施計画に沿って技術体系の確立に向けて生産活動に取り組んでください。

ただし、新たに導入した技術体系について、技術の効果を高める視点で農研機構と綿密に調整しながら進めることとなるので、機械の活用方法や栽培管理への対応、資材購入等のデータ提供等に協力していただく必要があります。

問 8 - 2 生産した農産物の取扱いはどうなるのか。

生産された農産物は農業者に帰属し、販売収入も農業者のものとなります。販売先や価格設定についても、農業者の判断で行っていただいて構いません。

ただし、販売量、販売先、価格等のデータについては、経営分析に必要となるので、必要なデータ提供・利用に係る契約を取り交わした上で農研機構に提供していただきます。

問 8 - 3 実証を行う農場は収入保険の補てんの対象となるのか。

対象となります。ただし、管理のマニュアル等に従って適切な営農をされていることが前提となりますので、収量減少が見込まれる際に農業者が行う、事故発生の通知の際に、ほ場の状況や農作業日誌を確認することがあります。

問 8 - 4 農研機構からの指示には必ず従わなければならないのか。

農研機構からの助言等は、技術体系の効果を高めるための専門家としてのアドバイスであり、可能な限り受け入れる方向で調整してください。

問 8 - 5 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。

事業費は農研機構から代表機関に配分されます。代表機関は、経理責任者を定め、他の参画機関に資金を配分するとともに、会計報告等の事務手続きを行ってください。

【実証の成果、データの取扱いについて】

問 9 - 1 実証グループにはどのような成果を提出することが求められるのか。

実証計画に従い、実証を行う農場において計画段階で目標に掲げられた項目等についてデータを収集し、達成状況を確認の上、各実証グループで取りまとめて実施報告書等で報告していただきます。

また、農研機構が指定する経営及び営農に関するデータを整理していただき、データ提供者と農研機構との間でデータ提供に関する契約を締結の上、農研機構に提供いただきます。

問 9 - 2 すべてのデータを農研機構に提供するのか。

実証グループは、公募要領別紙 2 表 1 にお示しした経営及び営農に関するデータを整理の上、農研機構に提供していただきます。

また、実証グループで設定した目標を達成・検証するために必要なデータについては、必要に応じて個別に調整の上、農研機構に提供いただく場合があります。

問 9 - 3 農研機構へのデータの提供はどのように行うのか。

実証グループは、農研機構が別途指定するフォーマットで農研機構に提供していただきます。

具体的には、農研機構が指定するデータについて、農研機構がウェブ上で入力する仕組みを設けるほか、実証グループが使用する経営・栽培管理システムや I C T 農業機械等から直接入力できる仕組みを設ける予定です。

詳細は別途お知らせします。

問 9 - 4 収集したデータなどの権利はどのようなになるのか。

データの提供に際しては、データ利用権限を有する生産者等又は当該生産者等からデータ提供を受けた実証グループの参画機関と農研機構との間で、データ提供に関する契約を締結します。

問 9-5 実証グループの構成員はデータをどこまで使えるのか。

実証グループで取得したデータの取扱は実証グループで協議の上、活用してください。

問 9-6 農研機構に提供したデータはどのように扱われるのか。

提供されたデータについては、農研機構が各生産者の横断的な経営分析に活用するほか、個人、個々の農場、個々の農業機械等を特定できない状態にし、データ提供者の同意の上で成果として公表することがあります。

問 9-7 農業データ連携基盤（WAGRI）との連携は要件なのか。

農業データ連携基盤との連携は要件ではありません。

問 9-8 農業データ連携基盤上に用意されるデータ保管場所にデータを提供する方針と
のことだが、実証グループに対してデータ保管場所の利用料が発生するのか。

実証グループに対してデータ保管場所の利用料は発生しません。
(ベンダーや農機メーカー等が自ら農業データ連携基盤を活用する場合は、各ベンダーや農機メーカー等に対して利用料が発生します。詳しくは農業データ連携基盤協議会にお問い合わせください。)

【実証終了後について】

問 10-1 実証終了後の機械の取扱いはどのようになるのか。

本事業で農業機械等を導入する際には、農研機構との契約後に実証グループで調達していただき、実証終了後、農業機械等は農研機構に引き渡し手続きを行っていただくこととなります（実証期間中の軽自動車税等は一般管理費において計上可能）。

ただし、農研機構との契約の上、引き続きデータ収集等をしていただく場合には、無償での継続使用が可能です。

問 10-2 本事業で得られた知財の所有権（特許権）はどこにあるのか。

成果に係る知的財産権が得られた場合、日本バイ・ドール条項（産業技術力強化法第 19 条）に基づき、原則、確認書の提出など一定の手続きを行っていただいた上で、委託先（技術を開発した者）に帰属することとなります。

なお、帰属する特許の取扱いについては、あらかじめ実証グループの構成員間で協定等を締結しておく必要があります。

問 10-3 本事業に参画した民間企業等の実証終了後の収益の取扱いはどうなるのか（収益納付をする必要はあるのか。）

特に制約はありません。

問 10-4 農研機構がデータ分析を行うが、その成果は農研機構と実証グループとの共同成果となるのか。

実証グループ内の参画者により収集・解析された個別の成果については、実証グループの成果として発表いただきたいと考えております。また、契約により農研機構に提出された経営評価に係るデータについては、全事業対象を横断的に解析した後、農研機構の成果として発表していく予定です。

問 10-5 目標が達成できない場合は事業費を返還しなければならないのか。

実証成果については、専門家による評価を行うこととしており、目標を達成できなかった理由が実証グループの準備が十分でなかったり、試験に対する善良な管理義務を果たさなかったことに起因して、試験そのものが十分にできなかった場合などは、返還を求めることがあります。